公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５８０号
札幌市東区北10条東12丁目２番23号　ヘルメスⅡ201号
債務者　大井　美咲
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５９５号
札幌市厚別区厚別西５条４丁目３番５号　ジャストハイム１号
債務者　坂部　哲子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６２２号
札幌市南区真駒内332番地438
債務者　戸田　康臣
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６３５号
札幌市白石区北郷１条８丁目14番５号
債務者　氏家　敏憲
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６４０号
札幌市東区北９条東２丁目３番20―302号
債務者　寺内　浩子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６６８号
札幌市南区藤野４条５丁目２番１―204号
債務者　南　　秀緒
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６８０号
北海道恵庭市柏陽町４丁目１番（市営住宅241号）
債務者　粟野美由樹
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６９２号
札幌市西区八軒10条東２丁目１番17号　メゾン・ド・八軒Ｂ―202号
債務者　重村麻奈美
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７０５号
札幌市白石区本通９丁目南８番１号　ベンチスタ白石201号
債務者　村山　裕一
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１０号
札幌市清田区清田10条３丁目19番40号
債務者　宍戸　　直
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１５号
札幌市南区澄川２条２丁目１番43号　プレステージ澄川202号
債務者　山内　　浩
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７５６号
北海道石狩市花川南７条４丁目191番地　ポプラハイツ201号
債務者　高野　寛司
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２７号
岩手県八幡平市田頭第17地割224番地５
債務者　向井千賀子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７８号
群馬県前橋市石関町12番地１
債務者　占い駒形館こと　田部井義人
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１０３号
群馬県伊勢崎市三室町4609番地１　Ｌｉｅｎ306
債務者　杉﨑　優加
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１０８号
群馬県伊勢崎市野町445番地13
債務者　小堀　健次
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係